

最高裁秘書第4977号

平成29年12月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

11月24日付け（同月27日受付，最高裁秘書第4732号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

第71期司法修習生に対する修習専念資金の貸与申請の受付年月日及び貸与申請受付状況が分かる文書（司法修習生採用時点のもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。